

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年6月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第1500027号

厚生局事案番号：関東信越（千葉）（脱）第1500001号

第1 結論

昭和30年3月2日から昭和35年8月7日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和9年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和30年3月2日から昭和35年8月7日まで

私は、昭和35年8月に結婚のためA社を退職し、同年10月にB県に転居したが、同年11月5日に脱退手当金を支給したとの年金記録がある。しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿の請求者が記載されているページとその前の2ページ及びその後の1ページに記載されている請求者以外の女性23名のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年8月の前後3年以内に被保険者資格を喪失した者であって、同社で2年以上の被保険者期間がある15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に脱退手当金の支給記録があり、いずれも被保険者資格喪失日から5か月以内に支給されていることから、当時、同社においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いと考えられる。

また、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）へ回答した旨の記載がされている。

さらに、オンライン記録によると、請求者の脱退手当金は請求者のA社における被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年11月5日に支給決定されているほか、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、同社を退職後、厚生年金保険の加入歴がない請求者が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、社会保険出張所における請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされているところ、請求者が現在も所持している被保険者証には、「障手 C」の押印があり、その「障」は斜線で消され、その下に「脱」と手書きされていることが確認できることから、当該記載は脱退手当金の支給を示すものと考えられる。

このほか、請求者から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。